

『集注文選』の成立過程について：平安の史料を手 掛かりとして

陳, 翀
九州大学大学院人文科学研究院専門研究員

<https://doi.org/10.15017/16513>

出版情報：中国文学論集. 38, pp.49-61, 2009-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：

『集注文選』の成立過程について

——平安の史料を手掛かりとして——

陳 翀

一 『集注文選』の成立に関する先行研究

『集注文選』の残巻は、十九世紀の初頭に日本で発見されて以来、文選研究における最も貴重なテキストとして、長らく日中の学者に注目されてきた。しかし一方、日本の国宝に指定されたにも関わらず、巻帙の編纂者及び成立時期については、未だ明らかにはされていない。『集注文選』は、何時、何処で誰が編纂した書物であるのかという問題は、この百年の間に度々提出され、文選研究に限らず、文献及び文学研究においても、早急に解決すべき最も重要な課題の一つともなっている。

なお、日本に残る旧鈔本『集注文選』は、現在の学界では『文選集注』と称されるのが一般的であるが、後に述べるように、日本の古文獻においては何れも『集注文選』、或いは略して『集注』と称されている^①。よって本稿では、その古称に従って『集注文選』と称す。

最初に『集注文選』の残巻に触れた渋江全善・森立之の両氏は、その体裁及び編纂者について、『経籍訪古志』巻六「文選集注零本三卷 舊鈔卷子本 賜蘆文庫藏」の一節に、次のような見解を述べている^②。

見存第五十六・第百十五・第百十六、合三卷。每卷首題文選卷幾、下記梁昭明太子撰及集注二字。界長七寸三分、幅九分。每行十一字、注十三・四字。筆跡沈着、墨光如漆、紙帶黄色、質極堅厚。披覽之際、古香襲人。

『集注文選』の成立過程について

實係七百許年舊鈔。注中引李善注及五臣・陸善經・音決・鈔諸書注、末往往有今案語、與温故堂藏舊鈔本標記所引合。就今本考之、是書似分爲百二十卷者。但集注不知出於何人、或疑皇國紀傳儒流所編者與。其所引陸善經・音決・鈔等書逸亡已久。

現存第五十六・第一百五・第一百十六、合はせて三卷なり。每卷の首に文選卷幾と題し、下に梁昭明太子撰及び集注の二字を記す。界長は七寸三分(約二十三・一cm)、幅は九分(約二・七cm)なり。毎行は十一字、注は十三・四字なり。筆跡沈着、墨光は漆の如く、紙は黄色を帯び、質は極めて堅厚なり。披覽の際、古香人を襲つ。実に七百許年の旧鈔に係るべし。注中に李善注及び五臣・陸善經・音決・鈔の諸書の注を引き、末に往往に今案の語有り、温故堂藏旧鈔本の標記の引く所と合す。今本に就いて之を考ふるに、是の書は分けて百二十卷と為す者に似たり。但し集注は何人に出づるかを知らず、或は疑ふらくは皇國の紀伝儒流の編する所ならんか。其の引く所の陸善經・音決・鈔等の書は逸亡して已に久し。

このように、洪江・森の両氏は、当時の賜蘆文庫に所蔵される『文選集注』残巻を目睹した上で、この本は、もともと平安末期の大学寮博士が編纂したものではないか、という見解を示している。³⁾

ところが、上記の両氏の推測は、のちに精力的に文選の研究に取り込んだ斯波六郎氏によつて疑いを持たれたのである。斯波氏は、「文選諸本の研究」の下篇「旧鈔文選集注残巻」の冒頭に、⁴⁾

文選集注は、日本國見存書目録及び兩唐志以下、皆著録せず。其の吾が國に残存せる諸巻、亦撰者の氏名を題せるものが無い。是を以て其の何人の撰せし所なるか未だ明かでない。或は以て吾が國王朝の時の人の編する所かと謂へども、予未だ其の確證を得ない。而も、卷第93、劉伯倫、酒德頌「無思無慮、其樂陶陶」の下に編者の案語有りて曰く「自此一句已下、至感情、言詞鄙緩、皆衍字也。非劉公所爲、皆當除之。宜從陶陶即次俯觀」と。王朝の人、此の如き刪修を取へてせしや否や、甚だ疑はしい。

と述べ、この本は、あくまで唐から日本に伝入したものであると示唆したのである。この観点は、のち森野繁夫氏によつて堅持され、唐代李善单注本から北宋国子監刊本に至る伝承過程について、「すなわち『文選集注』から李善注を抽出し、それに『鈔』『陸善経注』などを用いて補足訂正を加えて李注本が再編され、それが直接か或いは間接的に北宋国子監本に連なつていったもののものである」という見解を示したのである。以後、幾人かの学者たちがこの問題に取り組んだが、何れも唐土文献説の流れに沿つた憶測に過ぎない。

二〇〇〇年、南京大学の周助初氏が上海古籍出版社から『唐鈔文選集注彙存』を出版した。この本は、京都大学が出版した旧鈔影印本に基づき、新たに収集した残卷（卷九十八・卷四十八残卷・卷六十一残卷）を加えたもので、現存する『集注文選』の集大成とも言えるものである。氏は、その「前言」において、当時に至る『集注文選』の研究史を総括し、従来の編纂時期及び作者に関する論説が、何れも推測の域を出ていないことを指摘し、そして最後に「『文選集注』的編者和写本年代問題一時難得出結論、有待大家作進一步的研究」と述べ、改めてこの問題を早期解明を学界に促したのである。

これまでの研究をふりかえると、洪江・森の両氏以後、この問題に取り組む学者たちは何れも『集注文選』を唐から日本に伝えられた書物であるという前提で研究を進めてきたことが容易に窺える。しかし、その後百年近い歳月を経ても、浩瀚たる中国の古典文献から、『集注文選』に関連する記録は一向に見つからなかった。

そこで筆者は、『集注文選』が日本で発見されたという点に注目し、従来の研究とは異なり、中国側の史料ではなく、日本の古文獻から、もしかするとこの問題を解明する手がかりを得られるのでないかと考え、平安中晩期を中心とする史料を調査した。

結論を先に言えば、この『集注文選』は、平安大学寮の博士である大江匡衡（九五二―一〇二二）が、一条天皇（在位九八六―一〇二二）のために編纂したものであると考えられるのである。

二 平安史料における『集注文選』の記述

すでに多くの先行研究が言及しているように、『集注文選』という書名は、早くも藤原道長（九六六―一〇二七）の日記『御堂関白記』に現れている。まず、寛弘四年（宋景德元年・一〇〇四）十月三日の条に、次のような記録が見える⁷。

乗方朝臣⁸、集注文選並元白集持來。感悦無極、是有聞書等也。

乗方朝臣、集注文選並びに元白集を持ち來たる。感悦極まり無し、是れ聞き書等有るなり。

もし右記に見える『集注文選』が、現存するものと同一の書物であるのであれば、『集注文選』は、少なくとも一〇〇四年の時点ですでに成立していたと判断できるであろう。しかし、斯波氏はこの記事に対して慎重な態度を取っている⁹。

御堂関白記にみえる「集注文選」が、確かに「文選集注」であるか、否かについては、もっと精究する必要がある。といふのは支那で、「五臣注文選」を「五臣集注文選」と呼んだこともあるらしいから。

確かに斯波氏が述べているように、この一条の記録のみでは、藤原道長が記した『集注文選』は五臣注本であるという可能性を排除できない。しかしながら、この斯波氏の懷疑によつて問題は再び迷宮に戻され、その後、多くの学者は『御堂関白記』に『集注文選』という書名が見えるにもかかわらず、それ以上の調査をしなかったのである。

ところが調べてみると、藤原道長の側近である藤原行成（九七二―一〇二八）の日記『権記』にも、次のような

『文選』に関する記事が存在する。まず、長保二年九月六日（宋咸平三年・一〇〇〇）の条に¹⁰、

亦先日、匡衡朝臣所傳仰注文選、諸所求得冊餘卷。非一同。隨仰可令進上。

亦た先日、（大江）匡衡朝臣の伝する所の仰注文選、もろもろ求め得る所四十余卷。一同に非ず。仰せに隨ひて進上せしむべし。

とあり、そして、翌日の九月七日の記述には、

奏。昨日左大臣令申旨意、仰云、文選雖不具、可進后宮。

奏あり。昨日左大臣（藤原道長）旨意を令申するに、仰せに云ふ、『文選』具はらずと雖も、后宮に進むべしと。

というような記事がみえる。九月六日の条に言及している「匡衡」は、同じく藤原道長の側近である大江匡衡を指す。文中に些か判読し難い箇所も存在しているが、一〇〇〇年九月の時点で、大江匡衡が「仰注文選」と称されている書物を編纂していたことがわかる。また、翌日の日記からみると、四十卷余りという未完成の形であるにも関わらず、一条天皇が藤原道長を通じて、即座に后宮に献上せよという命令を下したことも明らかになる。恐らく一条天皇や中宮彰子は、いち早くこの『集注文選』の出来映えを確認したかったのであろう。その理由については、後に述べる。

さて、大江匡衡が手がけた「仰注文選」は如何なるものであろうか。『権記』には、それ以上の言及が見られない。しかしながら、大江匡衡の文集である『江吏部集』を繙いてみれば、この書物に関する匡衡本人の言及が存在していることが明らかになる。彼は、「述懐古調詩一百韻」詩において、次のように詠じている。¹¹

『集注文選』の成立過程について

執卷授明主 從容冕旒褰 卷を執りて明主に授く、從容たる冕旒の褰。

尚書十三卷 老子亦五千 尚書 十三卷、老子 亦た五千。

文選六十卷 毛詩三百篇 文選 六十卷、毛詩 三百篇。

加以孫羅注 加以鄭氏箋 加ふるに(公)孫羅の注を以てし、加ふるに鄭氏の箋を以てす。

搜史記滯義 追謝司馬遷 史記の滯義を搜し、司馬遷に追謝す。

叩文集疑關 仰慙白樂天 文集の疑關を叩き、白樂天に仰慙す。

「文選六十卷、毛詩三百篇。加ふるに(公)孫羅の注を以てし、加ふるに鄭氏の箋を以てす」という詩句からは、大江匡衡が奉勅編纂した「仰注文選」が、六十卷李善注系統本を底本とし、新たに「公孫羅の注」を加えたものであることがわかる。しかも、この「公孫羅の注」は、現存する『日本国見在書目録』に記されている次の二つの本であると確認できらるであろう(図版①を参照)。

○ 文選鈔六十九 公孫羅撰

○ 文選音決十 公孫羅撰

言うまでもなく、現存する文選の諸本において、公孫羅が撰した『文選鈔』と『音決』を添付しているのは、『集注文選』の一本しかないのである。現存する『集注文選』の残巻を確認してみると、概ね「李善注・文選鈔・音決・五臣注(五臣の名前を明示する)・陸



【図版①】 宮内庁書陵部所蔵室生寺本『日本国見在書目録』

善経注・今案」という順序で諸注を配列していることがわかる。大江匡衡の詩に見える「文選六十卷」に「加ふるに(公)孫羅の注を以てし」という記述は、まさしく現存する『集注文選』の残巻の体裁と合致しているのである。よって、大江匡衡が編纂した「仰注文選」は、本節の冒頭に言及した『御堂関白記』に記している『集注文選』であり、しかも、この『集注文選』は、現存する『集注文選』残巻の祖本である可能性は、極めて高いと考えられる。では、なぜ、藤原行成は、大江匡衡が編纂したこの『集注文選』を、「仰注文選」と称していたのであろうか。実は、同じく『御堂関白記』寛弘元年十一月三日の日記に、次のような興味深い記事が記されているのである。

集注文選、内大臣取之。右大臣問、内大臣申云、宮被奉集注文選云々。

『集注文選』、内大臣(藤原顕光)之を取る。右大臣(藤原公季)の問ふに、内大臣申して云はく、宮(彰子)に奉らるる『集注文選』云々。

これによって、『集注文選』は、実際は大江匡衡の編纂でありながら、藤原道長の娘で皇后でもある中宮彰子の名義で一条天皇に献上されたものであることが分かる。つまり、公式には、この『集注文選』は、あくまでも一条天皇、或いは中宮彰子の御撰と見なされていたのである。これこそが、大江匡衡の名前ばかりか、現存する残巻において、全くその成書に関する情報が記されていない所以であろう。

三 『集注文選』の構成及びその巻数

勿論、この大江匡衡が編纂した『集注文選』は、匡衡以降にも大江一家の学問として伝承されている。これは、大江匡衡の曾孫、大江匡房(一〇四一〜一一一一)の言談を纏めた書物である『江談抄』に、度々言及されていたこと¹³⁾によって確認できる。例えば、その巻六の「張車子富可見文選思玄賦事」に、

『集注文選』の成立過程について

予問云、丹波殿御作詩中、司馬遷才雖漸長、張車子富未平均。張車子事見集注文選思玄賦之中。

予問ひて云はく、丹波殿の御作詩の中に、司馬遷の才漸く長ずと雖も、張車子の富未だ平均ならずと。張車子の事『集注文選』の「思玄賦」の中に見ゆ。

また、同卷「遊子爲黃帝子事」の条に、

遊子有二説、一者黃帝子也。黃帝子有四十人、其最末子好旅行之遊、敢以不留宮中。於旅遊之路死去云云。其欲死之時、誓云、我常好旅行之遊、若如我有好旅行之者、必成守護神擁護其身ト誓、成道祖神令護旅行之人。此事見集注文選祖席之所也。餞送之起此之縁也。

遊子に二説有り、一は黃帝の子なり。黃帝の子四十人有り、其の最も末の子は旅行の遊びを好み、敢へて以て宮中に留まらず。旅遊の路に於いて死去す云云。其の死なむと欲するの時、誓ひて云はく、我常に旅行の遊びを好み、若し我の如く旅行を好むの者有らば、必ず守護神と成りて其の身を擁護せんとト誓し、道祖神と成りて旅行の人を護らしむ。此の事『集注文選』祖席の所に見ゆるなり。餞送の起こりは此の縁なり。

該当箇所引用されている「祖餞」に対する注文は、現存する李善注と大いに異なっていることが容易にわかる。ちなみに、現存する該当箇所李善注は、左記の通りである。

崔寔四民月令曰、祖、道神也。黃帝之子好遠遊、死道路。故祀以爲道神、以求道路之福。

また、「祖餞」に対して五臣が注釈を施していなかったことから、これらの平安の史料に記されている『集注文選』という書物は、『五臣集注文選』ではない確固たる証拠にもなるであろう。

さらに、この大江匡衡が編纂し、大江一族の間に伝承されていた『集注文選』が、まさしく現存するものの祖本

であることを証明できる史料は、ほかにも存在している。次に添付しているのは、藤原明衡（九八九～一〇六六）が編纂した『雲州往来』に収録されている一通の書簡の翻字（部分）である。⁽¹⁴⁾

返獻

陵頓首廿卷 長楊賦同五卷 古詩十九首同十卷 思玄賦同十二卷以上文選也
右江家之説、證本得^レ之、仍爲見合「菅家之説」。先日所「借申」也。
集注百二十二卷 太子掇

ここで注目すべきは、まず第二行の本文の下に施されている注文の中に、「集注百二十二卷 昭明太子撰」という記述が記されていることと、第三行の本文に記されている「右江家之説證本得之」という記述である。「集注百二十二卷 昭明太子撰」とは、まさしく洪江全善・森立之の両氏が『経籍訪古志』に記す『集注文選』の各巻頭の書き方と一致し、しかも現存する『集注文選』の祖本は、全部合わせて百二十二巻であることが初めて明確な文献記載によって明らかになったのである。そして、「右江家之説證本得之」という九文字は、紛れもなく「この右に記している百二十二巻本の『集注文選』は、大江一族の秘本である」という意味であろう。この書簡文によって、本稿が論述してきた『集注文選』は大江匡衡が編纂したものであるという主張を、改めて証明できるはずである。

また、この書簡文によって、初めて旧来の『集注文選』は、目録一卷・巻頭の序文（李善「上文選注表」と蕭統原序）一卷・本文百二十巻という構成で成り立つものであったことが明らかになる。何故そこまで明言できるのか、実は、『集注文選』の巻頭部分が、その原物こそ散佚したものの、その内容は、九条本に記されているからである。しかも、九条本を参照すれば、現在幻になった『集注文選』の巻頭を復元できると思われる。⁽¹⁵⁾

周知のとおり、現存する九条本の巻一に、次のような識語が記されている。

本云、弘安八年六月二十五日以菅江両家証本校合書写了。散位藤原相房。

『集注文選』の成立過程について

これによつて、九条本の巻頭に添付されている李善「上文選注表」及び蕭統「文選序」に対する注は、菅原家の証本と大江家の証本とを参照しながら合注したものであることが分かる。しかも、中国伝来の諸本において、李善「上文選注表」に対しては何れも注釈を施されていないという事実を考慮すれば、九条本に記されている李善「上文選注表」の注は、何れも古来の日本人による注、つまり菅家注と江家注ではないかと思われる。ちなみに、江家注は、「集云」という形で全部紙背に纏められたので、その本文への書き込みは、もう一方の菅家注であると推定できる（文末図版②③を参照）。このことについては、紙幅の都合上、稿を改めて論じたい。

注

- (1) 『文選集注』という書名が何時から定着したのか定かではないが、恐らく一九一八年、羅振玉が旧金沢文庫蔵の残本を影印して『文選集注』の名で出版したことを皮切りに、京都大学の旧鈔本影印本の書名によって一般化したものであろう。
- (2) 光緒十一年（一八八五）序本。
- (3) また、新見正路『賜蘆文庫書院儲藏志』には「五百年前鈔本」と述べる。新美寛は「新獲文選集注断簡」（『東方学報』第八冊、一九三七年）に、「殆属平安時期末期之書体」と述べる。羅振玉は「唐写本文選集注残卷序」（『羅雪堂全集』初編第一冊、台湾文華出版公司、一九六八年）に、「其写自海東、抑自唐人手、不能知也」と述べる。管見の限り、初めてこの本が唐土の文献であるという意見を明示したのは董康のようである。董康は、その『書舶庸談』（『日本藏漢籍善本書志書目集成』所収民国二十八年自刻本、北京圖書館出版社、二〇〇三年）巻八に、「吾国五代時写本」という見解を示した。
- (4) 『文選索引』第一冊、京都大学人文科学研究所索引編纂委員会、一九五七年。
- (5) 森野繁夫「文選李善注について——集注本李注と板本李注との関係」（『日本中国学会報』第三十二集、一九六九年）を参照。

(6) 周勛初『唐鈔文選集注彙存』、上海古籍出版社、二〇〇〇年。

(7) 藤原道長『御堂関白記』(陽明叢書一)五 記録文書篇 第一輯)、思文閣出版、一九八三〜一九八四年。なお、本文に引用した平安の史料には、筆者によって新たに標点を施した箇所がある。

(8) 乗方朝臣については、山下裕編『御堂関白記全注釈 寛弘四年』(思文閣出版、二〇〇六年)には、「源雅信の弟重信男」と注しているが、源重信は、正暦四年(九九三)にすでに亡くなっているので、この「乗方朝臣」は、源重信でないことは明らかである。『東大寺要録』(筒井英俊編、全国書房、一九四四年)「正受大戒作法第五」に、「(寛和二年三月)二十一日。(中略)右兵衛権佐道長。左馬助宣方、散位親重。参河権守為憲、散位乗方」という記述によつて、この「乗方朝臣」は、藤原道長の重臣である源為憲のことを指すことがわかる。また、源為憲の経歴については、岡田希雄「源為憲伝考」(『国語と国文学』第十九卷一号、一九四二年)を参照。

(9) 斯波六郎「文選諸本の研究」の下篇「旧鈔文選集注残卷」の注⑤を参照。一方、斯波氏の見解については、小尾郊一氏は、全釈漢文大系『文選・文章編』(集英社、一九七四年)の「解説」に、「ただ斯波博士は『五臣注文選』も『集注文選』といったことがあるとして、この『御堂関白記』の『集注文選』を疑っておられるが、実は先に引いた『御堂関白記』の寛弘三年十月二十日条に「五臣注文選」とあるところから、寛弘元年の条の「集注文選」は、いわゆる『文選集注』ではあるまいか。『文選集注』の早くから行われたことは、その鈔・音決・陸善経の注が、もろもろの『文選』の古鈔本の標記・傍記に引かれていることによつても明らかである」という見解を示している。なお、中国側の文献資料を調べてみても、少なくとも管見の限りでは、『集注文選』という名称で『五臣注文選』を指す用例が確認できていない。

(10) 『史料大成』所収本(統編三十五・三十六)、内外書籍、一九三九年。

(11) 『江吏部集』巻中、九州大学附属図書館蔵松平文庫写真複製本。

(12) 『日本国見在書目録』、宮内庁書陵部所蔵室生寺本影印本、名著刊行会、一九九六年。

(13) 川口久雄・奈良正二著『江談證注』、勉誠社、一九八四年。

(14) 『雲州往来二種』所収寛永十九年版影印本、勉誠社、一九八一年。

『集注文選』の成立過程について

(15) 九条本『文選』の研究については、斯波六郎「九条本文選解説」(『文選索引附録』、京都大学人文科学研究所、一九五九年)、山崎誠『中世学問史の基礎と展開』(和泉書院、一九八三年)第四章「式家文選学一斑——文選集注の利用」、佐竹保子「九条本『文選』の識語の検討」(『東北大学中国語文学論集』第四号、一九九九年)を参照。また、山崎誠氏は、『集注文選』と大江一族とが極めて緊密な関係を有していたことも指摘している。なお、本文末に添付している九条本文選の図版は、九州大学附属図書館所蔵写真複製本によるものである。

(※) 本稿は、第八届文選学国際研討会(中国文選研究会、二〇〇九年八月二十七—三十日)と第二四三回中国文藝座談会発表資料(九州大学中国文学会、二〇〇九年九月十二日)において発表した原稿を、新たに論文に書き直したものである。成稿の際に、明治大学の神鷹徳治先生より貴重な意見を賜った。記して深謝申し上げる次第です。

(※) 本稿は、文部科学省科学研究費(若手研究B「東アジアにおける白居易受容の諸相と日中独自文化の形成に関する研究」、平成二十一〜二十三年)による研究成果の一部である。

【図版②】九条本巻頭の李善「上文善注表」の本文

上文選註表

臣善言竊以道充九野齊景律以服
 臨德載八埏麗山川以錯呵建業之
 文斯著合章之義幸宣可人猷以取
 則基化成而自遠故義範之前飛易
 天之治唱燭簪之後拔嚴密之製詞
 步驟分途星躔珠建球鐘愈側舞鼓
 方並楚國詞人躡蘭芬於他代漢朝
 才子綜鑿院於逸年虛玄流岳伯之
 青氣質聖建字之體表雖其上騰雅
 裁於主陰化龍更驚胡成流於江左
 爰處有梁宏材隔防昭明太子莫有
 寧器響自閭嚴居肅成而講藝開博
 望以招賢家中葉之詞林酌前修之
 筆每開選韻協品盈尺之益楚聲復

【図版③】九条本巻頭紙背に記載した『集注文選』

集注文選之天啓日五馬殿上馬地龍心以各書然於美而明也
 五河海王御願五散城三河行臣御海舟五品五散城守五品五散
 松石助之親天下人官長五散城五散城五散城五散城五散城
 龍文華作北遊之王陳善言主人官長五散城五散城五散城五散城
 集注文選之天啓日五馬殿上馬地龍心以各書然於美而明也
 五河海王御願五散城三河行臣御海舟五品五散城守五品五散
 松石助之親天下人官長五散城五散城五散城五散城五散城
 龍文華作北遊之王陳善言主人官長五散城五散城五散城五散城
 集注文選之天啓日五馬殿上馬地龍心以各書然於美而明也
 五河海王御願五散城三河行臣御海舟五品五散城守五品五散
 松石助之親天下人官長五散城五散城五散城五散城五散城
 龍文華作北遊之王陳善言主人官長五散城五散城五散城五散城

甲辰 十一行
 一尺

『集注文選』の成立過程について